かおにじ





NI		v
W	_	ж

絵はがきコンクール2
会員企業紹介 ······4
隠れた名店めぐりレポート・・・・・・・・・5
川崎西税務署からのお知らせ6
地方税のお知らせ8
税制改正大綱10
川崎西法人会 活動報告12
法人会からのお知らせ13
行事予定、新入会員紹介14
無料相談、KAWANISHI NEWS ·······15
多摩区·麻生区DATA、編集後記 ······16

PICK UP!





地域視点で考え、地域で活動するーそして世界へ グローカルアクト

P.5

スケートボードの魅力を伝えたい STOKE

けんたくんのまちがいさがし 左右の絵で違うところを5つ探してね!





上の2つの絵には5つの間違いがあります。それはどこでしょうか? 正解者の中から抽選で10名様に「図書カード500円分」をプレゼント! 間違い探しの答えと、「かわにし」のご感想、ご住所、お名前、お電話番号を明記の上、ハガキ、FAX、またはメールにて4月28日 (木) までにお送りください。下記QRからもご応募いただけます。

ハガキ 宛 先 〒215-0036 川崎市麻生区はるひ野1-15-1 リーデンススクエアはるひ野 102号室



044-980-4646

E-mail inf

info@kawasakinishihojinkai.or.jp



抽選で10名様に

法人会オリジナル 図書カード500円分 プレゼント!



応募して 図書カードを GETしよう!





千代ヶ丘小学校 川崎西 税務署長賞 調彩音さん





令和3年度



東柿生小学校 髙橋 美優 さん

「公園の遊具も税金で 作られていることを 表現しました。選ば れると思っていなかっ たのでうれしいです」



高津県税

宿河原小学校 田邉葉楼さん



上野 羽菜 さん

川崎西

去人会長賞





税に関する

女性部会では、税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかということ を小学生の皆さんに知っていただき、理解と関心を深めてもらうために「税に関 する絵はがきコンクール」を開催しました。応募総数348点から17点が優秀作品 として選ばれましたのでご紹介します。



今年も力作揃いとなったワン! 参加してくれた生徒のみんな、ありがとう!

<入賞作品>

中野島小1点/東柿生小3点/千代ヶ丘小5点/三田小2点/ 下布田小1点/宿河原小2点/菅小2点/王禅寺中央小1点 計17点

中野島小94点/東柿生小72点/千代ヶ丘小67点/三田小45点/ 下布田小33点/宿河原小28点/菅小6点/王禅寺中央小2点/ 真福寺小1点 計348点

























川崎小売 酒販組合



王禅寺中央小学校 林田 紗來 さん









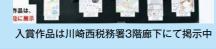








三田小学校 表彰式にて



階段に掲示された応募作品 金賞 髙橋美優さん(東柿生小学校)

法人会会員 地域の元気な

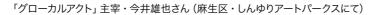


グローカルアクト

<業務内容> 中小企業様向け広報支援、SDGs導入支援 タウンコンサルティング、イベント企画 〒215-0021 川崎市麻生区上麻生5-9-10-325 TEL: 090-2528-8918 https://glocalact.com/







地域視点で考え、地域で活動する ― そして世界へ

「今年はいろいろなことが動いていて、潮 目のようです」と話す、「グローカルアクト」主 宰の今井雄也さん。地元・麻生区を拠点に、 広報支援や SDGs 導入支援などを通して、 ビジネスや地域の活性化に取り組み、地域 の子どもたちからは「SDGs おじさん」と呼 ばれ親しまれている。

元々はラジオ DJ やナレーターの仕事をし ていた今井さんは、2011年の東日本大震災 を機に太陽光発電事業の会社に入社。その 後、小型バイオマス発電事業を行う会社へ移 り、営業や開発、広報を担当し、役員も務め た。出張で日本全国を飛び回り各地の里山を 訪れる中で、都会から離れた場所でも人と人 とのコミュニケーションにより暮らしが活性 化されていることを目の当たりにし、大都市 一極集中に疑問を抱くように。それが自分の 足元の地域に関心を持つきっかけとなった。





2020年1月、個人事業主として独立し、主 に中小企業向けにコンサルティング業務を展 開。SDGs に関しては、その前身「MDGs」(ミ レニアム開発目標)が世界の共通目標だった 頃から関わってきたキャリアがある。「SDGs は今後必ず伸びる分野だと確信していました」

これまでは寝るためだけに帰ってきていた

地元で仕事をするようになり、初めてしっか りとまちを見つめてみると、そこにはヒト・モ ノ・コトなど、さまざまな資産が。「これらを SDGs というツールを使ってうまくつなぎ合 わせ、人とまちを改めてデザインできないだ ろうか」。今井さんは地域の子育て世代のメ ンバーを集めて2020年9月、市民団体「あ さおの SDGs」を設立。 SDGs の17のゴー ルを基に地域のつながりを強め、よりよいま ち、よりよい未来を子どもたちに手渡すため、 ソーシャルハブとしての活動もスタートした。





昨年はより住みよいまちづくりを推進すること を目的に麻生区が取り組む「市民提案型協働 事業」に参加。区内の小学4年生から中学3 年生までの子どもたちを募り、「麻生区 SDGs 推進隊」を結成した。彼らが主体となって取り 組み発信する「このまちの SDGs を可視化す る活動」は、大人が学ぶことも多いと、地域は もとより県外からも注目されている。

「SDGs を深めていくためには、まず足元 を見ること。それは企業においても同じです」 と今井さん。「SDGs 達成に向けて、うちの 会社は何をすればいいのだろう?」と悩む企 業には、SDGs の設計と広報ブランディング の双方向からの提案も行っている。

グローカルアクトではこう呼びかけている。 「Think Glocally, Act Locally 一地域視点 で考え、地域で活動しよう」。やがて地域や 国を越えて、世界へとつなげていくために。

1. 昨年7月より始動した「麻生区 SDGs 推進隊」 (以下、推進隊)。公募により小学4年生から中 学1年生までの23人が集まった。

2. 区内にある SDGs につながるヒト・モノ・コトを 探して1枚の「麻生区サステナブルマップ」に落とし 込み、可視化する作業を行う推進隊の子どもたち。

3. 1月7日、「静岡市 SDGs 連携アワード」 にお いて、あさおのSDGsと麻生区役所の取り組み が「ユースアクション部門賞」を受賞。また1月 29日、推進隊のプロモーション動画が「第3回 SDGs クリエイティブアワード」 において、全239 作品の中から「SDGs ローカルアクション映像大 賞」を受賞した。あさおのSDGsは推進隊の活動 を全国に広めるため、この春、一般社団法人化す

4. 1月16日、福田紀彦川崎市長や三瓶清美麻牛 区長、地域の企業の担当者をゲストに迎え、「麻 生区こどもSDGsフォーラム」を開催。企画から 運営まで、全て推進隊の子どもたちが担当した。

隠れた名店めぐりレポート

いつのまにかオープンしていたお店や 隠れ家的存在のお店、かわにし編集 スタッフいちおしのお店などを不定期にご紹介します



スケートボードの魅力を伝えたい STOKE ストーク

小田急線・向ヶ丘遊園駅南口から川沿いを生田方面に歩く こと約5分。窓越しにカラフルなスケートボードのデッキ(板) がずらりと並び、真新しい白い壁に一層映える。1990年創業 のスケートボード専門店「STOKE」がここにショップを構えた のは昨年12月。区画整理のため、登戸から移転してきた。

オンラインショップを中心に、デッキ、ウィール(車輪)など のギアから、靴や洋服などのアパレルまでスケートボードに関 連する商品を幅広く取り揃える。ほとんどの商品はショップ オーナーの片桐宏樹さん自ら海外へ赴き、自身の人脈を通して 直接買い付けたもの。卸を通していない分、リーズナブルな価 格設定が実現できる。また既製の商品のみならず、オリジナル 商品を扱っていることも強みだ。

そこには学生時代も合わせて5年ほど、スケートボードを担 いで世界中を旅していた当時の人脈が生きている。「スケート ボード1枚あるだけで、世界中どこに行ってもすぐ友達になれ る。誰をも受け入れる寛容さと多様性、自由な気風が、スケー トボードの魅力ですね」と語る片桐さん。東京オリンピックで もライバル選手たちの間で、仲間として称え合う姿が印象的 だったが、実際に肌で感じてきた本人の口から発せられる言葉 には説得力がある。

その東京オリンピック、追い風になったのだろうか。「まず、 オリンピック前のコロナ禍で子どもたちのスケーターが増えま した。オリンピック後には、意外にも50~60代のお客様が増



カラフルなデッキはまるでインテリアのよう。売り場スペースの向こうにはさら に広いバックヤードに商品がうず高く積まれている。



えました。スケートボードは国籍、人種、ジェンダー、年齢を問 いません。多くの方にこの世界観を味わってほしいですね」と 期待を込める。どのような目的で楽しみたいか、一人ひとりの ニーズを丁寧に確認しながら、この道30年以上のベテランの 手で最適な製品に仕上げる。「初心者の方にはぜひ店舗に足 を運んでほしいです。安心して何でも相談していただければ」

最近は地域との関わりも増えてきた。競技人口が多くなっ てきたのはうれしいが、肝心のスケートボードを練習できる 場所はまだまだ足りないという。「川崎市北部に練習場を作り たいと、宿河原小学校に通うス

ケーターの子どもたちと署 名活動をしています。安心 して練習できる場所を増 やしていきたいですね」

片桐さんの夢はこれか らも続く。



スタッフの佐久間さん(左) と佐藤さん(右)

STOKE

川崎市多摩区枡形6-2-4 1F 閏月~土曜13:00~20:00、日曜10:00~18:00 体火曜 Pあり

https://www.stoke-shop.com/





川崎西税務署からのお知らせ

==

消費税

知っていますか?インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中!

∖登録を予定されている方/

多くの事業者の方が登録申請をされ ています!

早めの登録を受けることで、取引先 へのお知らせがスムーズに!

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の 方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が 必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日 や登録番号などが通知されます。

登録申請手続は、⑤-Tex をご利用ください!

- ▼ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合 に比べて早期に登録通知を受けることができます!
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます! 電子データで受け取れば紛失のリスクがありません!



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。 e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁(法人番号 7000012050002)

インボイス制度が

始まったら どう変わるの? インボイス制度説明会 申込受付中!

その疑問に お答えします!

<u></u>
 だ オンライン説明会を開催中!

職員が制度の説明をいたします。 毎週開催!随時、申込受付中!質問もチャットで受付

オンラインが苦手な方も安心! 各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。 ※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。



心 説明会に参加できない方は、動画で確認!

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧 いただけます。

消費税インボイス制度の説明会のお知らせ

川崎西税務署では、以下の日程でインボイス制度の説明会を開催する予定です

☆ 法人、個人事業者の方、どなたでもご参加できます。

【日時】

令和4年5月20日(金) 14:00~15:00

令和4年6月10日(金) 14:00~15:00 令和4年7月 1日(金) 14:00~15:00

【会場】 川崎市麻生区上麻生1-3-14

川崎西税務署 3 階会議室

【定員】 各回とも30名(事前予約制)

(注1) ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。

(注2) 定員になり次第、受付を終了いたしますので、予めご了承ください

【申し込み先】

川崎西税務署 法人課税第1部門 🔟 044-965-4911 (代表)

※ 音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

【会場案内図】小田急線 新百合ヶ丘駅南口 徒歩3分

オンライン請求で県税の納税証明書が取得できます!

神奈川県では、納税者の利便性向上のため、一部の納税証明書についてオンライン請求の受付を開始しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、請求手続きは電子申請をご利用ください。

請求できる納税証明書

- ○個人事業税 所得年を指定した証明書
- 〇法人県民税·法人事業税等 事業年度を指定した証明書
- ○自動車税種別割登録番号を指定した証明書



請求できる方

納税義務者本人(法人の場合は代表者または社員に限ります。)

請求方法

パソコンやスマートフォンから「e-kanagawa 電子申請」を利用します。 画面表示に従い、必要事項等を入力してください。 (申請はこちらから) https://debinsei.e-kanagawa.lg in/140007-

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007u/offer/offerList detail.action?tempSeq=28475

納税証明書の交付方法

申請受付後、申請内容を確認のうえ、納税証明書の請求者の住所に郵送します。郵送代の負担はありません。

手数料

1 税目 1 年度につき 400 円です。 お支払いはクレジットカードまたは Pay - easy(ペイジー)決済です。

【お問合せ先】神奈川県税務指導課 045-210-1111 内線 2332、2334

大法人のみなさまへ

eLTAX による電子申告が義務化されます!

■大法人の電子申告義務化の概要

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納税申告書(申告書の添付書類を含む。)については、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提供しなければならないこととされました。

■対象となる法人 次の内国法人が対象となります。

次の内国法人が対象となります。 ① 事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人

D 事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法 D 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■対象税目

法人市町村民税、法人都道府県民税 法人事業税、特別法人事業税(国税)

■適用日

令和2年(2020年)4月1日以後に 開始する事業年度から適用

■対象手続

確定申告書、中間申告書及び修正申告書

■対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとさ れている書類のすべて

■電子申告せず、書面で申告した場合

電子申告義務化対象となる法人が、法定申告期限までにeLTAXにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

■災害その他の理由により電子申告ができない場合

インターネット回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXで電子申告ができない場合は、あらかじめ提出先地方公共団体の長に申請し、承認を受けることで、書面により申告書を提出することができます。(国税において、電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等については、地方公共団体の長の承認は不要。)なお、eLTAX障害時は、総務大臣の告示により、全国統一で書面による申告書の提出や申告期限の延長が認められる場合があります。

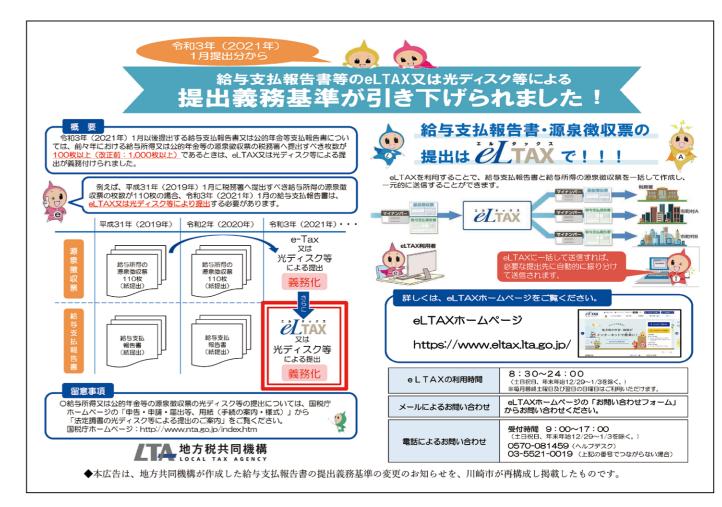
電子申告義務化についての詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページは 令和元年9月24日に リニューアルしました!

https://www.eltax.lta.go.jp/



◆本広告は、地方税共同機構が作成した電子申告義務化に関するお知らせを、川崎市が再構成し掲載したものです。



令和4年度 税制改正大綱

-法人会の税制改正提言-

~電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の宥恕措置、 「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり~

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。 法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、 「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。 主な内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続 雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の 改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業 年度は、昨年の新規雇用者給与で比較の制度、令和 4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて 3%以上増加している場合	て雇用者給与等支給増加額の15%を税額 控除できます。	
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。	
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。	

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乗せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

<u> </u>		
雇用者給与等支給額が、前9 1.5%以上増加している場份		雇用者給与等支給増加額の15%を税額 控除できます。
上記増加率が2.5%以上の	場合	控除率が15%加算されます。
教育訓練費の額が10%以	上増加の場合	控除率が10%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、 貸付用の少額資産を取得した場合における取得価 額の損金算入制度の見直し

税法上は、下記のとおり

- ①10万円未満の少額の減価償却資産については、 全額損金として処理できる制度
- ②中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できる制度
- ③一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度
- の3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、

この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

■隠蔽仮想行為の場合の損金不算入

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入できないこととなります。

- ①帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等 起因となる取引が行われたこと及びこれらの額 が明らかである場合
- ②帳簿などで、売上原価の額又は費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額

令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適 用されます。

所得税•住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期限を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間		
令和4年·5年	3,000万円 13		13年		
令和6年·7年	2,000万円	0.7%	10年		

認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
= P	忍定長期優良住宅	g·認定低炭素住 ^s	Ė
令和4年·5年	5,000万円	0.7%	13年
令和6年·7年	4,500万円	0.770	154

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
	ZEH水準行	省エネ住宅	
令和4年·5年	4,500万円	4,500万円	
令和6年·7年	3,500万円	0.7%	13年
省エネ基準適合住宅			
令和4年·5年	4,000万円	0.7% 13年	
令和6年·7年	3,000万円	0.770	134
War 1 1 1			

※ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

■認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下 のものについて、所得税を課税しないこととして、源 泉徴収を行わないことになります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等に ついて適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等

②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行 済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いましたが、配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。

いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでしたが、機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

■国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければいけないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができることとされます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消することができることとされます。

相続税・贈与税

■住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日までへと2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円			
上記以外の住宅用家屋	500万円			

■事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の 特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年 延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年 12月31日までとなります。

その他

■財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることになります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

■電子取引の電磁的記録の保存義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることになります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。 実務に対して、最も影響が大きい改正と思われます。

☆記事内容についてのお問合せは...

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎 TEL: 03-5363-5958 FAX: 03-5363-5449

HP: http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

川崎西法人会 活動報告

「令和4年 賀詞交歓のつどい」 開催

1月12日、ホテルモリノ新百合丘において2年ぶりに新春を祝う「賀詞交歓のつどい」を開催いたしました。冒頭、鈴木憲治会長の年頭挨拶に続き、ご来賓の石本力川崎西税務署長、福田紀彦川崎市長、草壁悟朗川崎商工会議所会頭よりご挨拶をいただきました。コロナ禍ということもあり会食は行えず、規模を縮小せざるを得ませんでしたが、新会員の紹介、川崎西税務署広報大使の紹介などを行い、お弁当のほかに、柿渋に銀イオンと純水を配合した除菌抗菌水をお持ち帰りいただき、ご出席いただいた会員の皆様に喜んでいただくことができました。









「令和4年 税制セミナー」に参加しました

2月15日に全国法人会総連合主催の「令和4年 税制セミナー」が開催されました。ライブ配信による聴講も行われ、ハイアットリージェンシー東京を会場とした現地での聴講には、全国から約80人が訪れました。密を避けるため、1テーブル1座席など徹底した感染防止策のもと2部構成で行われ、第1部は財務省大臣官房審議官の青木孝徳氏による「令和4年度税制改正について」、第2部は公益財



団法人東京財団政策研究所 研究主幹の森信茂樹氏による「今後の税財政改革の課題」 についての講演が行われました。

「令和4年 新春講演会」 開催 「北野家の訓え」をテーマに北野大氏が登壇

1月20日にホテルモリノ新百合丘で開催した新春講演会では、「マー兄ちゃん」の相性で人気を博す工学博士で、タレント・ビートたけし氏の実兄としても知られる北野大氏(秋草学園短期大学学長)にご登壇いただきました。「北野家の訓え」と題して、母親・さきさんの思いが込められた北野家の5つの家訓、弟・たけし氏とのエピソード、テレビの裏話などをユーモアたっぷりにご紹介いただき、会場からは度々笑いが起こりました。最後には「人間は皆平等。

る謙虚な気持ちを大切に」と、ご自身の人生観を語られました。





北野大氏のサイン色紙を 抽選で5名様にプレゼント!

右のQRよりご応募 ください。

くたさい。 応募締切:4月28日(木)



水銀灯に代わる照明 無電極ランプ

1/3 の消費電力 60,000 時間の長寿命 水俣条約クリア照明

|節電照明は二ッケン(メール便・ポスティングもお任せください!



株式会社ニッケン石橋

多摩区宿河原4-25-36 大成 M1F www.nikkenmailbin.co.jp TEL.044-328-5314



法人会 年会費の自動引き落としについて

当会年会費の自動振替契約をされている方は、来る令和4年4月25日(月)に令和4年度分(令和4年4月~令和5年3月)の年会費について以下の区分に基づく会費額をご指定の金融機関から引き落としさせていただきます。 なお、領収書の発行は省略させていただきます。



区分	資本金	年会費の額
	500万円未満	9,000円
	500万円以上800万円未満	13,200円
正会員	800万円以上	18,000円
	多摩区・麻生区に事業所を有する 医療法人、学校法人、宗教法人、 NPO 法人、公益法人等	9,000円
賛助会員	一律	6,000円

※同一代表者が複数の事業者でご入会の場合、2社目以降の会費は異なります。

お問い合わせは 川崎西法人会事務局 TEL: 044-980-4131 info@kawasakinishihojinkai.or.jp FAX: 044-980-4646

公益社団法人

川崎西法人会

川崎西法人会会員様で優待のお知らせ

PET-CTがんドックのおすすめ

川崎西法人会会員様の提携医療機関としてご利用できます。先進医療とセカンドオピニオンで信頼を寄せられている専門医を数多く擁する総合病院のPET-CTがんドックです。早目のご予約を、お待ち申し上げます。





◆PET検査の特長◆

早期発見・全身検査・悪性度を診断・治療診断・高い安全性

- 正常細胞と異常細胞(がん細胞等)を区別する手段として、形の変化ではなく「代謝」という全く新しい概念が用いられた画像診断検査です。 検査時に陽電子を放出する薬を注射して、体の中で薬が集まる様子を撮影します。
- ・月曜日〜土曜日に受診できます。(祝祭日は除く) ※毎週水曜日は女性専用受診日です。 PET-CTがんドックは、受付より終了まで約3時間程です。(基本コースのみの場合) ※6時間前より飲食制限あり

~ PET-CTがんドック受診の皆様には、当院レストランにて昼食をご提供しております。(13:30以降の受付者除く) ~



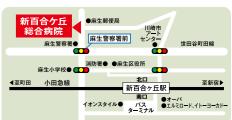
◆こんな方におすすめです◆

PET-CTがん検診の積極的な対象は、中高年者(特に50歳以上)にお勧めします。 ※但し、遺伝的に高い発癌リスクを有する方は、この限りではありません。 "がん"の家族歴、喫煙などの危険因子を有するハイリスクな方に重点的にお勧めします。

◆安心のフォロー体制◆

検診結果に対する診療は、専門医による診療が受けられます。 脳検査(オプション)は、当院の専門医が判定を行い、検診後の外来診療もできます。





〒215-0026 川崎市麻生区古沢都古255

20120-700-098



令和4年4月~6月

行 事 名	開催日	時 間	会 場	
新設法人説明会☆	4月14日 (木)	14:00 ~ 16:20	新百合21ホール 第1会議室	
インボイス制度説明会☆	4月14日 (木)	15:25 ~ 15:55	利口口ZIかール 先1云硪至	
決算法人説明会☆	4月15日 (金)	14:00 ~ 16:20	多摩市民館 第4会議室	
インボイス制度説明会☆	4月15日 (金)	15:35 ~ 16:05	夕净川戊酯 第4云磁至	
インボイス制度説明会☆	4月22日(金)	14:00 ~ 15:00	法人会事務局	
新設法人説明会☆	6月2日 (木)	14:00 ~ 16:20	新百合21ホール 第2会議室	
インボイス制度説明会☆	6月2日 (木)	15:25 ~ 15:55	利口百乙 小一ル 第乙云磯至	
決算法人説明会☆	6月3日(金)	14:00 ~ 16:20	多摩市民館 第6会議室	
インボイス制度説明会☆	6月3日(金)	15:35 ~ 16:05	夕序川戊岛 先0云硪至	
第10回通常総会	6月15日 (水)	15:30 ~ 16:30	ホテルモリノ新百合丘7F	
総会懇親会(予定)	6月15日 (水)	17:00 ~ 18:30		
健康セミナー☆	6月27日 (月)	15:00 ~ 16:30	ホテルモリノ新百合丘7F	

「気になる糖尿病~糖尿病の予防から治療まで~」 新百合ヶ丘総合病院 糖尿病・内分泌代謝内科 西野和義先生

※ 「☆」の付いている事業は一般の方も歓迎します。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見合わせる可能性がございます お申込みは法人会事務局までお願いいたします

法人会事務局 TEL: 044-980-4131 E-mail: info@kawasakinishihoiinkai.or.ip



新入会員紹介

令和3年11月~令和4年2月

法人名	代表者名	業種	所在地	電話・URL
有限会社 WORLD IMPORT	田代 利輔	自動車販売業	川崎市多摩区 菅4-12-38 YTR1F	044-949-4312 https://world-import.biz/
オウイエデザイン 株式会社	應家 晶	学術研究専門 技術サービス業	川崎市多摩区 登戸1998-1-202	044-712-3994 https://oie-design.com/
CG建築及で	び土木パース制	作を中心としたテ	゙ザイン会社です。グラフィック	7制作も行います。
株式会社TAKE	竹村 文雄	飲食業	川崎市多摩区 宿河原7-9-36	080-3577-9559 http://www.take-inc.co.jp/
JI	崎エリアを中心	込に、さまざまな業	態で飲食店の運営を行ってい	います。
株式会社TAXCEL	小林 邦明	建設業	川崎市多摩区 枡形5-26-1-102	044-322-8127
合同会社 トランスポートR2	山田 雄士	運送業	川崎市多摩区 枡形1-1-1-109	044-934-3378
(賛助会員)	梶 稳		川崎市麻生区 岡上2-26-25	044-988-0986
柿渋隊株式会社	田中 貴子	除菌製品 製造販売	川崎市麻生区 下麻生2-31-13	044-281-5367 https://www.kakishibu-agplus.com/
ř.	ウィズ&アフター:	コロナを安全に生	:活するための製品を作ってい	゚゚゚゚゚゚゚゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゙゠゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙
株式会社掃除の助 八八八	安岡 毅博	清掃業	川崎市麻生区 王禅寺東3-3-10-504	080-4888-4460 https://soujinosuke888.com/
私共の	理念は誠実で	ございます。皆様の	の生活の充実と快適さを提供	ŧいたします。
株式会社 イークリード	山本 満博	不動産業	川崎市中原区 下小田中1-26-10-311	070-6926-4798 https://ecreed.jp/
事業用	不動産が得意	な不動産屋。音楽	・ 楽賃貸アパートの企画を提案	 ミいたします。
	有限会社 WORLD IMPORT オウイエデザイン 株式会社	有限会社 WORLD IMPORT 田代 利輔 オウイエデザイン 機家 晶 CG建築及び土木パース制 株式会社TAKE 竹村 文雄 川崎エリアを中が 株式会社TAXCEL 小林 邦明 合同会社 トランスポートR2 山田 雄士 (賛助会員) 梶 稔	有限会社 WORLD IMPORT 田代 利輔 自動車販売業 オウイエデザイン 應家 晶 学術研究専門 技術サービス業 CG建築及び土木パース制作を中心としたデ 株式会社TAKE 竹村 文雄 飲食業 川崎エリアを中心に、さまざまな業 株式会社TAXCEL 小林 邦明 建設業 合同会社 トランスポートR2 山田 雄士 運送業 (賛助会員) 梶 稔 田中 貴子 除菌製品 製造販売 ウィズ&アフターコロナを安全に生 株式会社掃除の助 ハハハ 安岡 毅博 清掃業 私共の理念は誠実でございます。皆様の株式会社 山本 満博 不動産業	有限会社 田代 利輔 自動車販売業

1. 相 談 日 ■ 4月14日(木) ■ 5月12日(木) ■ 6月9日(木)

2. 開催時間 14:00~17:00

川崎商工会議所 多摩麻生支所 多摩区登戸 2102-1 (第2井上ビル2階)

4. 相談員 担当弁護士

※ご相談の際は予約が必要になります。TEL.044-932-1100 FAX.044-932-1101

※商工会議所のご協力により、法人会会員が利用できます。

洏

料

1. 相談日 随時(事前予約制)

2. 開催時間 9:00~17:00

川崎商工会議所 多摩麻生支所 多摩区登戸 2102-1 (第2井上ビル2階)

4. 相談員 川崎市商工会議所職員

※ご相談の際は予約が必要になります。TEL.044-932-1100 FAX.044-932-1101

※商工会議所のご協力により、法人会会員が利用できます。

KAWANISHI NEWS

川崎新田ボクシングジムの新田会長と3選手が川崎西税務署広報大使に

川崎西税務署は1月5日、川崎新田ボクシングジムの 新田渉世会長、現日本スーパーバンタム級王者の 古橋岳也選手、第56代日本フライ級王者・第34代日本 Lフライ級王者の黒田雅之選手、現日本ユース・ミニマ ム級王者の伊佐春輔選手を川崎西税務署広報大使に 任命しました。広報大使たちは早速、国税電子申告・納 税システム「e-Tax」でスマートフォンを使った確定申告 を体験し、キャッシュレス納付をPRしました。



▲左より、川崎西税務署の石本力署長、川 ▲1月25日に後楽園ホールで行われた 崎新田ボクシングジムの新田渉世会長、 日本スーパーバンタム級タイトルマッチ 古橋岳也選手、黒田雅之選手、伊佐春輔にて、王者・古橋岳也選手が引き分けで 選手、川崎西税務署の吉澤光孝副署長。



2度日の防衛に成功しました。

公益社団法人 川崎西法人会 事務局 川崎市麻生区はるひ野1-15-1 リーデンススクエアはるひ野102号

TEL.044-980-4131 E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp





日本料理 拍屋

川崎市多摩区登戸3506番地 RIVERSIDE POINT 2階

044 - 911 - 319110:00~21:00 月曜 (祝祭日は翌日) 定休日







法人会の「経営者大型総合保障制度」は 1971年に創設されました。 想いをつないで50年。 これからも会員のみなさまと共に歩み、 企業保障の大きな傘で 会員のみなさまをお守りしてまいります。

D/IDO 大同生命保険株式会社

新横浜支社/

神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-3(新横浜KSビル8F) TEL 045-471-2301

|AIG||AIG損害保険株式会社

横浜支店/

神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル8F) TEL 045-471-7541



消費税には申告・ 納付期限(※1)が あります。

申告・納付には e-Taxが利用 できます。

- ▶消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、 消費税の確定申告が必要です(**2)
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★確定申告•納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額ຶ® に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※5)

個人事業者の方は 振替納税も 利用できます。

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日か ら2ヵ月以内、個人事業者は翌年 の3月31日までに消費税の申告と 納付を行う必要があります。
- 納付を行う必要があります。 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円 以下であっても、特定期間の課税 売上高が1,000万円を超える事業者 は、消費税の確定申告が必要です。 ※3 地方消費税を含まない年税額をい
- います。 ※4 税務署に申請することにより、納
- 税が猶予される制度があります。 ※5 直前の課税期間の確定消費税額が 48万円以下の事業者が、「任意の 中間申告書を提出する旨の届出書」 を提出した場合には、自主的に中 間申告・納付することができます。



多摩区・麻生区 DATA

2022年2月1日現在

◆ 多摩区

ΙП 222,969 人(前年同月より+1,281人) 世帯数 115,699 世帯(前年同月より +1,942 世帯)

◆ 麻牛区

人 ロ 180,666 人(前年同月より-188人) 世帯数 80,274 世帯(前年同月より +647 世帯)

編集後記



デルタ株もようやく下火になり、ちょっとした幸せ感に浸って過ごした年末年始でしたが、オミクロ ン株という変異株に覆われ、再び制約ごとの多い生活に逆戻りとなってしまいました。そんな中、 1月末には春の甲子園、選抜高校野球大会の出場校発表で、推薦確実とされていた東海大会準優

勝の静岡の高校が落選。4位の岐阜の高校が晴れて出場。また、2月の北京五輪では数多くの問題が発生。選抜も五輪も出す、出 さないが大きな焦点になりました。私見ではありますが、選抜は推薦されなかった高校より推薦された高校の方が辛いと思います。 なぜなら力量が勝っての推薦ですから優勝しかありません。五輪のフィギュアも高校野球も当事者ではなく、それを取り巻く者たちの 責任と問題があると思うのですが…。

公益社団法人 川崎西法人会 広報委員会 副委員長 青木 弘